

令和4年度 第2回安城市市民参加推進評価会議 議事要旨

日時	令和5年3月13日(月) 午前10時～午前11時30分	
場所	安城市役所本庁舎 第10会議室	
出席者	委員	加藤会長、小森副会長、木内委員、松崎委員、大村委員、戸田委員、平岡委員 (欠席：稲石委員、土井委員、鈴木委員)
	事務局	水野市民生活部長、長谷市民協働課長、杉浦市民協働係長、市民協働係職員(浅井、近藤、島、太田)
次第	1 市民憲章唱和 2 会長挨拶 3 議題 (1) 市民参加対象事項の評価について (2) 市民参加を求めない事項について (3) 対象事項以外の市民参加について 4 その他 (1) 令和4年度第1回市民参加推進評価会議の検討事項について (2) 次回の会議について	

今回の会議の目的

- ・令和5年度における市民参加対象事項の取組予定の確認・評価

議事要旨

(司会)

本日は、お忙しいところ安城市市民参加推進評価会議にご出席いただきありがとうございます。空気の入替えのため、30分に1度、扉を開けての換気をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。ご欠席のご連絡をいただいています委員は、土井委員、鈴木委員の2名になります。稲石委員はまだお見えではございませんが、ただいまの出席委員は安城市市民参加条例施行規則第11条第5項に規定します委員の半数以上に達しており、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、ただ今から令和4年度第2回安城市市民参加推進評価会議を開催いたします。

はじめに市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章については、机上に印刷したものがございますのでご覧ください。

1 市民憲章唱和

(司会)

ありがとうございました。続いて、次第2「会長挨拶」、加藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 会長挨拶

(会長)

こんにちは。年度末のお忙しい中、第2回市民参加推進評価会議にお集まりいただき、ありがとうございます。

本年度も、コロナ禍のなか、各種イベント・市民活動が思うように進まず、委員の皆様方も大変ご苦労様されたことと思います。

私は、平成24年から榎前町内会の会長を務めております。今年度の活動におきましても、「できることは少しずつでも、できる方法でやる」を合言葉に進めてきました。夏の盆踊りは2年ぶりに簡素化して開催しました。その他にも、規模の縮小・簡素化をし、役員負担を軽減した上で開催することを心掛けてきました。

社会、経済情勢の変化、個人の価値観の変化などもあり、市民ニーズは多様化、高度化しております。こうした中、自立した地域社会の実現に向けては、行政だけで対応することは難しくなっており、市民参加と協働によるまちづくりがますます必要になってくると思います。

市民参加の推進状況を評価するのがこの会議であります。本日は、5年度における市民参加対象事項の取り組み予定に対する評価をしていただく会議となります。1月下旬に事前にご提出いただいた評価シートの記入は、対象事項が多く、なかなか難しいものであったかと思えます。真摯にご評価いただきまして、ありがとうございます。

資料5の報告書(案)を見ますと、対象事項へのご意見が多数でしております。予定評価ですので、来年度市民参加を予定している16の対象事項におきましては、この会議で決定する評価内容を受け、適切に実施されることを期待しています。

限られた時間ではございますが、慎重なご審議をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。それでは、次第3「議題」に移らせていただきます。ここからの進行は、加藤会長をお願いいたします。

3 議題

(会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。議題(1)「市民参加対象事項の評価について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

【資料の確認】

【令和5年度市民参加対象事項の評価の流れ 説明】

【評価・意見にあたっての留意事項 説明】

【対象事項の評価の進め方 説明】

【対象事項No.1～No.8 説明】〈資料4、5〉

(会長)

ただいま事務局からありました説明のご意見、評価の変更を希望される方はご発言をお願いします。

(委員)

資料5、8ページの第5次地域福祉計画の策定について、委員構成内訳に公募市民1人とあります。回答では、会議の定数が17名に対し、公募市民は2名まで選出できるものとしているとありました。2名までという限定的な回答ですが、他の課のものを見ますと、4名というものもあり、幅があります。各部署の判断で2名、4名と決めるのではなく、例えば、構成員の2割程度を市民公募とするというように、一貫して市民の意見を聞く機会をもつほうが、市民の参加が多くなるのではと思います。

それから、安城市手話言語条例の委員構成について、市民の手話ボランティアの方が参加されていて、市民感覚の意見を聞くという回答がありましたが、手話ボランティアの方は手話の言語化について知識が深いと思います。そういうレベルの方と一般市民の方の手話言語に対する感覚は違うと思いますので、一般市民の方の公募が必要だと思います。

(事務局)

まず、No.6の地域福祉計画の策定に関します、委員の市民公募について、各計画において統一見解があった方がいいというご意見だと思います。こちらについては、各計画により質が大分異なるということ認識しています。学識経験者の方ですとか知識のある方が多い会議もあります。一方、市民の方に直接的な影響が大きい計画もあります。市民参加条例では、市民の方を原則入れるように定められていまして、計画の中には、市民の方の意見を多く聞いた方がいい計画と、専門知識を多く入れた方がいい計画というように、まちまちですので、これを統一的に何割入れるということは今のところ考えていませんので、ご理解をいただきたいと思います。

続いて、No.8の手話言語条例の策定につきまして、手話ボランティアの方は多くいるけれども一般的な感覚ではない方々であるというご意見については、担当課へ伝えていきます。ただ、障害福祉課では、その他パブリックコメント等の市民参加の機会を設けていますので、その部分を含めると、全体的には市民の意見を聞いていくというようにご理解をいただきたいと思います。

(副会長)

追加でよろしいでしょうか。市民公募をやる意味は、手話であれば、手話を進めたいという人だけが集まるというのは審議会の趣旨として違うのではないかと思います。今回は手話の言語条例ということですが、他の条例を定めようとしたときに、当然、賛成の意見の方もいるでしょうが、反対の意見の方もいると思います。その両方の市民の方が参加できるようにするという事は少し考えておいてほしいと思います。手話言語条例であれば、手話に詳しい人だけ集まってやればよいということではないと思います。特に、自治基本条例を定めるときに、反対だった人が最初うまく参加できずに、後になってもめたという経験があるので、最初から賛成の方も反対の方も参加できるような工夫をしていただけるとよいと思います。過去の反省を踏まえて、そのように感じましたし、先ほどの委員のご意見は非常に貴重なご意見だったと思いますので少し補足をさせていただきます。

(事務局)

ただいまのご意見については、障害福祉課へ検討するようにお伝えしていきます。

(会長)

なるべく幅広い意見が吸収できるように工夫していただければと思います。他に意見がある方や評価の変更をされたい方はいらっしゃいますか。それでは、次の事項の説明をお願いします。

(事務局)

【対象事項No. 9～No. 16 説明】〈資料4、5〉

(会長)

ただいま事務局からの説明に対してのご意見、評価の変更を希望される方はご発言をお願いします。

(副会長)

No. 16の水道事業について、これは、どちらかというとな経営的な側面の見直しだと思います。私は計画の内容や、安城市の水道がどのように流れているのかを調べようとも研究したこともないのでわかりませんが、全国的には水道事業は色々問題視されていると私は理解しています。そのような点で、後々進めてから問題になりそうな案件なので、経営的な側面だけでなく、どう事業を進められるかを、多くの市民の方の意見を聞いてやらないと、後でいろいろな問題が生じてくるかもしれないという懸念があります。水道関係者の方は重々ご存知だとは思いますが、全国の動きを見た上で、安城市も慎重に進めていただければと思います。

(委員)

資料5、11ページをお願いします。あんジョイプラン10の策定についてですが、回答に「女性委員の推薦については各団体、関係者への選出依頼時に配慮をお願いしていますが、結果的に男性が多くなっています」とあります。他にも男女比が壁になっているものがありましたので、男女の比率が意見の反映に非常に大事であるということを理解していただいた上で、例えば10団体に委員の推薦をお願いする場合、5団体に極力女性委員の推薦をお願いし、次の改選時は別の5団体に女性の推薦をお願いし、あとの5団体は任意という形で、極力女性委員が選出できるような対応が必要だと思います。今の対応では、なかなか改善されないと思います。

また、もう一つお聞きしたいのですが、私たちがここで審議したことを、各部署にフィードバックされていると思います。そのフィードバックした結果を、ここでご報告いただくと大変励みになります。この意見は大変貴重なので採用しましたとか、そうゆうフィードバックした結果をここでご報告いただくことについて、ご意見ををお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。まず一つ目の男女比についてですが、男女で視点が違いますので、それぞれの意見をいただきたいということで、各審議会等には、6：4ですとか安城市の男女共同参画プランで30.4%もしくはそれ以上にしてくださいと、かなりお願いをしています。ただ、いわゆる充て職（団体に推薦をお願いしているもの）は、その結果をもってというところがありますので、男女共同参画の観点から女性の推薦を極力お願いしていますが、それ以上は、各団体、選出母体のご判断にもよります。無理やり女性を出してきていただいて意見がない、ということではやはり意味のないものになってしまいます。団体さんが女性を推薦できないということであれば、女性委員の意見も踏まえてご発言をいただきたいとお願いするとか、同時に男女共同参画プランの策定を進行していますので、そういったことも含めて、プランの中で女性委員の意見等を反映できるような仕組みづくりを検討していきたいと思っています。

二つ目の、この会議でいただいた意見を各課へフィードバックした結果を委員の皆様へ報告するということですが、予定の段階では、その場で判断ができるものではありませんので、実績の段階で、予定の評価時にいただいた意見に対してこのようにやりました、と回答するというようにしています。予定評価後すぐ各課に回答を求めるということは今のところ考えていませんので、ご了解いただきたいと思います。

(会長)

事前にいただいたご意見への回答は資料5にありますし、各課に意向は伝わっていると思いますので、次の機会に配慮していただければと思います。

(委員)

男女比について、充て職ということで、各団体の代表というところだいたい男性が多く、女性が出てくるということはあまりないと思っています。これは難しいことであり、団体の長が男性であるという団体が多い以上、これは長い目で見て増えていくといいなと思います。

気になるのは、たしかに会議に女性が少ないので男女比がよくご意見に書かれています。男性でも女性でもない性があるといわれている世の中になってきていて、そちらにもポイントを置くとよいと思います。どちらにも属さない、男女に〇をつけないというのもあり、男性とか女性とかを言わないようにしていく世の中、自然に、皆さんが同じような立場でお話ができるような会になればいいなと考えています。

数字で表してしまうと、あまりにもあからさまに男性・女性となってしまいますが、どちらにも存在したくないという方が世の中にはいらっしゃると思っています。団体等へ依頼するとき、もちろん「女性を」というお声がけも良いことだと思いますが、長い目で見たときに、今後はそれすらも無くなるような世の中であってほしいなとは思っています。

(会長)

他はよろしいですか。

それでは、意見が出尽くしたようですので、事務局、まとめの方をお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。ここで、評価結果集約の前に市民参加全般に関するご意見をいただいていたので、資料5の16ページをご覧ください。

【市民参加の推進全般に関するご意見への回答 説明】

(会長)

意見がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

二つ目と三つ目については私が出させていただいた意見ですので、少し説明をさせていただきます。こども基本法が昨年6月に成立して、その施行がこの4月1日から始まります。その第3条の3に、こどもの意見表明の機会を保障するというようになっており、全ての自治体が守らなければならないです。

二つ目の意見に対する市民協働課からのご回答は、「各事項に適した子どもの意見表明の機会を検討します」ということでしたが、どうすれば「適している」となるのかという問題がありますので、少しご検討いただけたらと思います。例えば、今回あった教育大綱は、中学生以上の意見表明の機会はあるということでしたが、小学生の子どもは、自分の学校について、あるいは自分の受けている教育について意見表明の機会が与えられているかという問題があるか

と思います。あるいは、特別支援学校等も機会の中に入れていけばいいのですが、ご回答のなかには明確に書かれてなかったので、少し不安はあります。市全体として、こども基本法第3条の3についてどのような対応をとるのかを考えていくことをお願いしておきたいと思います。

三つ目の意見は、学校に関わることです。今は国全体として、コミュニティスクールと地域学校協働活動という形で、学校がまちづくりの拠点になっていきます。学校を地域に開いていくということと同時に、住民が子どもたちと一緒にまちづくりをしていくということが期待されています。パブリックコメントの周知方法として、それぞれの学校が市の動きの発信拠点になっていくことも期待されていると思います。ところが、安城市では、コミュニティスクールや地域学校協働本部の設置計画がないため、仕方ないとも思いつつ、特に、子どもや保護者に関わることについては、学校も発信拠点に位置付けていくことをぜひご検討いただきたいと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。こちらは、こども基本法という法律ですので、これから市のいろいろな施策に反映すべきものだと考えています。検討課題として、間違いのないように進めていきたいと思います。

(会長)

他はよろしいですか。

それでは、事務局、まとめの方をお願いします。

(事務局)

それでは、評価結果を集約させていただきます。

【評価結果をスクリーンに投影】

このような結果(スクリーン)になります。なお、今回は、委員の稲石様が評価を提出されなかったため、簡易的ではありますが、合計点に9分の10をかけ、その合計点により最終評価を決定させていただきたいと考えています。

以下、○から△になるもの

- ・ No. 1 (3)
- ・ No. 3 (2)
- ・ No. 5 (1)
- ・ No. 8 (1)、(2)
- ・ No. 11 (2)
- ・ No. 12 (2)

この対応でよろしいか、また、集約した評価結果につきまして、ご協議をお願いします。

(会長)

このことについて、いかがでしょうか。

〈異議なし〉

それでは、スクリーンの結果をお手元の資料4「令和5年度 市民参加対象事項（予定）に対する委員評価結果」とし、本会議としての評価結果とすることとしてよろしいでしょうか。

また、資料5「令和5年度における市民参加対象事項の取組予定に対する評価結果報告書（案）」の意見部分についても本会議における意見内容として、報告することとしてよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

続いて、議題（2）「市民参加を求めない事項について」、事務局より説明願います。

(事務局)

【市民参加を求めない事項 説明】 〈資料6〉

(会長)

ただ今の説明について、何かご意見等はございますでしょうか。

(委員)

No.7の安城市市民参加条例の改正について、軽易なものになっています。改正内容は私にはわかりませんが、内容の改定であれば、市民参加が拡大される、改善されるということも期待されます。このことについて説明をお願いします。

(事務局)

ただ今の意見について、市民参加条例の改正は、No.1の個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例改正によるものです。この中で、市民参加条例にある「非開示」という言葉が「不開示」になるといったような言葉の訂正がありました。市民参加条例の中身が変わったというものではありませんので、軽易なものということでご理解をお願いします。

(会長)

他にはよろしいでしょうか。

それでは、次に進みます。議題（3）「対象事項以外の市民参加について」事務局より説明願います。

(事務局)

【対象事項以外の市民参加について 説明】 〈資料7・8〉

(会長)

ただ今の説明について、何かご意見等はございますでしょうか。

(副会長)

各項目の中で、年度毎の実績はほとんどが「公開」となっていますが、この「公開」はどこまでを公開としているのでしょうか。私としては、市ウェブサイトに掲載されていれば「公開」ですが、わざわざ開示請求をしないと行けないとか、各課に閲覧をお願いしなければ見られないものも「公開」に含まれているのでしょうか。「公開」の定義を明確にさせていただきたいです。

市ウェブサイトも永久ではないと思いますが、例えば、希望としては、ある何年間は市ウェブサイトに掲載し、誰もが見られますというように、市ウェブサイトに掲載され、誰もが見られるものを「公開」としていただけると、本当の意味の公開と言えると思います。確認いただいて、希望ということで受け取っていただければと思います。

(事務局)

市民協働課としては、市ウェブサイトで見られるものを「公開」としており、各課についても市ウェブサイトで見られるものを「公開」として回答しているという認識です。

(会長)

ありがとうございました。議題については、皆さまのおかげをもちまして、以上で終了となります。ここからの進行は、事務局でお願いします。

(司会)

ありがとうございました。

次第4「その他」 (1) 令和4年度第1回安城市市民参加推進評価会議での検討事項について、事務局から説明いたします。

(事務局)

【前回会議での検討事項への対応 説明】

①評価しやすい資料の作成及び評価基準の検討

➡評価の見直しをした〈資料9〉

②eモニターアンケートと無作為抽出アンケートの違いの理解促進

③当事者へのアンケート実施の検討を周知

④パブリックコメントのPR方法・説明会等の検討を周知

⑤SNSを活用した意見収集の検討を周知

➡「市民参加を推進するためのガイドライン」にわかりやすくまとめ、会議終了後、庁内に周知する

(司会)

ご意見が無いようですので、次回からこの評価方法とすることよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

ありがとうございました。それでは、次に進みます。次第4「その他」(2) 次回の会議について、事務局よりご連絡させていただきます。

(事務局)

次回の会議につきましては、次第に記載しておりますとおり、令和5年5月9日(火)午前10時から、令和5年度1回目の会議を開催する予定とさせていただきます。評価に関して、ご不明な点等ございましたら、市民協働課へご連絡ください。

(司会)

それでは最後に、課長からお礼のことばを述べさせていただきます。

(課長)

本日も貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。本日審議いただき決定した評価結果を市民参加推進評価会議の評価結果として、市長へ報告し、資料及び議事録とあわせて公表させていただきますのでよろしくお願い致します。

また、次回が委員任期最後の会議となる予定をしております。いただいたご意見をふまえて、次回の実績の評価から評価方法を変更させていただきますので、後日お送りします書類をご確認いただき、評価シートのご提出をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和4年度第2回安城市市民参加推進評価会議を終了いたします。長時間にわたり、誠にありがとうございました。

会議の承認事項

- ・令和5年度における市民参加対象事項の取組予定の評価

合計点が15点以上⇒○、6点以上15点未満⇒△、6点未満は×

No.	対象事項	評価基準	評価内容			合計点(9名)	仮評価	合計点(9名×10/9)	最終評価
			○(2点)	△(1点)	×(0点)				
1	第9次安城市総合計画の策定	(1)	4	5	0	13	△	14.4	△
		(2)	4	5	0	13	△	14.4	△
		(3)	5	4	0	14	△	15.6	○
2	安城市教育大綱の改定	(1)	2	6	1	10	△	11.1	△
		(2)	2	6	1	10	△	11.1	△
		(3)	3	4	2	10	△	11.1	△
3	第3次安城市多文化共生プランの策定	(1)	5	3	1	13	△	14.4	△
		(2)	5	4	0	14	△	15.6	○
		(3)	5	3	1	13	△	14.4	△
4	第5次安城市男女共同参画プランの策定	(1)	4	5	0	13	△	14.4	△
		(2)	3	6	0	12	△	13.3	△
		(3)	3	5	1	11	△	12.2	△
5	第3次安城市市民協働推進計画の策定	(1)	5	4	0	14	△	15.6	○
		(2)	4	5	0	13	△	14.4	△
		(3)	3	5	1	11	△	12.2	△
6	第5次安城市地域福祉計画の策定	(1)	4	4	1	12	△	13.3	△
		(2)	3	6	0	12	△	13.3	△
		(3)	2	7	0	11	△	12.2	△
7	第7期安城市障害福祉計画及び第3期安城市障害児福祉計画の策定	(1)	4	5	0	13	△	14.4	△
		(2)	4	5	0	13	△	14.4	△
		(3)	4	5	0	13	△	14.4	△
8	安城市手話言語条例の策定	(1)	6	2	1	14	△	15.6	○
		(2)	5	4	0	14	△	15.6	○
		(3)	4	4	1	12	△	13.3	△
9	あんジョイプラン10の策定	(1)	2	6	1	10	△	11.1	△
		(2)	4	5	0	13	△	14.4	△
		(3)	2	6	1	10	△	11.1	△
10	第3期安城市国民健康保険データヘルス計画(第4期安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画を含む)の策定	(1)	4	4	1	12	△	13.3	△
		(2)	3	5	1	11	△	12.2	△
		(3)	2	6	1	10	△	11.1	△
11	第3期安城市子ども・子育て支援事業計画の策定	(1)	4	4	1	12	△	13.3	△
		(2)	5	4	0	14	△	15.6	○
		(3)	3	6	0	12	△	13.3	△
12	第3次健康日本21安城計画の策定	(1)	4	5	0	13	△	14.4	△
		(2)	5	4	0	14	△	15.6	○
		(3)	3	6	0	12	△	13.3	△
13	第2次いのち支える安城計画の策定	(1)	3	4	2	10	△	11.1	△
		(2)	4	5	0	13	△	14.4	△
		(3)	3	6	0	12	△	13.3	△
14	安城市企業立地推進計画の中間見直し	(1)	4	4	1	12	△	13.3	△
		(2)	4	5	0	13	△	14.4	△
		(3)	3	5	1	11	△	12.2	△
15	第三次安城市都市計画マスタープランの中間見直し	(1)	3	6	0	12	△	13.3	△
		(2)	4	5	0	13	△	14.4	△
		(3)	2	7	0	11	△	12.2	△
16	安城市水道事業経営戦略の見直し	(1)	4	5	0	13	△	14.4	△
		(2)	4	5	0	13	△	14.4	△
		(3)	4	5	0	13	△	14.4	△

- ・ 次回以降の評価方法

- ① 評価の流れ

- ➡ 市民参加実施期間全体の評価とする（中間年度は報告のみ）

- ② 評価方法

- ➡ 予定と実績ともに評価のポイント（「市民参加の評価方法について」 4～9 ページ記載）を参考に、全体を3段階で評価する

今後の対応・検討事項

- ・ こども基本法第3条の3の周知徹底、こどもの意見表明の機会づくりの促進
- ・ こどもや保護者に関わることについては、学校も発信拠点に位置付けていくことの検討